

催眠商法（S F 商法）に注意！

「タダより高いものは無い」

無料や安価で販売される食品や日用品を目当てに、空き店舗等を利用した会場に通っていたところ、高額な健康食品等を勧められたという相談が寄せられています。

催眠商法（S F 商法）とは、人を集めた会場で、安価な日用品の販売や無料配布、健康機器の無料体験、健康についての講座などを開催し、健康不安をあおったり、巧みな話術で会場の雰囲気盛り上げて、最後に高額な商品を購入させる商法のことです。



「消費者庁イラスト集より」

ひとこと
アドバイス



- ☞ 通い続けて顔見知りになり、言葉巧みに勧誘を受けると、断り切れなくなる場合もあります。安易にそのような場に行かないことが大切です。
- ☞ 会場に足を運んでしまった場合は、勧誘されても必要がなければその場できっぱり断りましょう。
- ☞ 困った場合は、早めに消費生活センターにご相談を！

困ったときはご相談ください

大津市消費生活センター

077-528-2662（平日9時～17時）

消費者ホットライン 188（い・や・や）



大津市観光キャラクター
おおつ光しくん